# 特定設備検査申請書記載方法書

[機-50102B-3]

高圧ガス保安協会

# 文書履歴

# 特定設備検査申請書記載方法書 [機-50102B]

改訂	施行	
コード	年月日	改訂等の内容
<b>–</b> o	2005.11.1	制定
<b>–</b> 1	2016.12.21	通達「特定設備検査規則の機能性基準の運用について(平成28年10月3日付け20160920商
		局第 4 号)」の制定に伴い、公開詳細基準事前評価書、一般詳細基準審査結果通知書等に係る
		条項を改正(4、別表 3)
- 2	2018.4.1	必要な字句修正を実施 (別表 1 項目 3、4、11)
_		
- 3	2019.9.1	①特定設備検査申請書等の申請書様式の制定に伴い、様式番号を改正(1、2、3、4、5)
		②特定設備検査規則の改正に伴い、耐震設計を必要とする設備の申請書の記載方法を改正(別
		表1の8、9)
		③通達の制定に伴い、通達番号を改正(別表1の6、8)

# 特定設備検査申請書記載方法書

[機-50102B-3]

# 1 適用範囲

この方法書は、特定設備検査マニュアル [機-50102] (以下「マニュアル」という。) 3.6 申請書記載方法に定める様式 (以下「マニュアル様式」という。) の記載のうち、マニュアル様式 1-1 及びマニュアル様式 1-2 の記載について適用する。なお、マニュアル様式 1-4 の一部工程の特定設備検査申請書及びマニュアル様式 1-5 の特定設備基準適合証の交付申請書については、本方法書を準用するものとする。

# 2 マニュアル様式1-1の記載方法

マニュアル様式1-1の各項目の記載は、別表1「マニュアル様式1-1の記載方法」の左欄に掲げる項目に応じ、同表中欄及び右欄に掲げる記載方法及び記載例によるものとする。

# 3 マニュアル様式1-2の記載方法

マニュアル様式1-2の各項目の記載は、別表2「マニュアル様式1-2の記載方法」の左欄に掲げる項目に応じ、同表中欄及び右欄に掲げる記載方法及び記載例によるものとする。

# 4 特認・評価基準等に基づく場合の記載方法

特定設備検査申請の内容が特認・評価基準等に基づく場合のマニュアル様式1-1及びマニュアル様式1-2の記載は、2及び3の規定による他、別表3「特認・評価基準等に基づく場合の記載方法」によるものとする。

# 5 その他の注意事項

申請書をワープロで作成する場合は、様式番号及び様式の枠外の備考を記載する必要はない。

附則 この方法書は、平成17年11月1日から施行する。

附則 この改正は、平成28年12月21日から適用する。

附則 この改正は、平成30年4月1日から適用する。

附則 この改正は、令和元年9月1日から適用する。

# 別表1 マニュアル様式1-1の記載方法

項目	記載方法	記載例				
1 製造者の氏名又 は名称	特定設備の製造を行う者の会社名を記載する。	1 製造者の氏名又は名称 高圧ガス株式会社				
2 製造をする工場 又は事業場の名 称及び所在地		例 1         2       製造をする工場又は事業場の名称及び所在地       高圧ガス株式会社 町田工場東京都町田市忠生〇一〇一〇         例 2: 工場等が複数ある場合         2       製造をする工場又は事業場の名称及び所在地       高圧ガス株式会社 町田工場東京都町田市忠生〇一〇一〇保安株式会社 大阪工場大阪市北区南森町〇一〇一〇				
3 特定設備の区 分、種別及び数 量	(1)特定設備の区分は、規則第2条第1号から第12号までの区分とする。ただし、第12号の「その他の圧力容器」については、「その他の圧力容器」の名称に続いて、機器名称等当該特定設備の仕様を示すもの(規則第2条第1号から第11号までの区分と類似する名称を使用してはならない。)を括弧書きで記載する。 (2)種別は、「第一種特定設備」又は「第二種特定設備」を記載する。 (3)数量は、同一仕様(特定設備検査マニュアル3.7参照)の特定設備を1申請とし、その基数を記載する。 (4)部分取替の申請を行う場合、特定設備の区分に続いて、取替部分の名称を括弧書きで記載する。	例 1:第一種特定設備の「その他の圧力容器」を3基申請する場合         3 特定設備の区分、種別及び数量       その他の圧力容器(スナッバ)第一種特定設備         3 第一種特定設備の「熱交換器」の管束取替を1基申請する場合         3 特定設備の区分、種別及び数量       熱交換器(管束取替)第一種特定設備         1 基				
4 製造できるガス		例1:圧力室が2つの熱交換器であって、管側が高圧ガス以外の内容物であって 他の規制を受けないものの場合				

# の種類

- ①毒性ガス
- ②可燃性ガス
- ③毒性ガス又は可燃性ガス以外のガス
- (2) 圧力室が複数ある場合は、圧力室毎に記載する。
- (3) 圧力室が複数あり、一方の圧力室の内容物が高圧 ガス以外の場合(冷媒、冷却水等)は、その流体名 を括弧書きで記入する。ただし、当該圧力室がボイ ラ及び圧力容器安全規則等他の規制を受ける場合(ス チーム等)は、括弧書きとはしない。

		T				
3	特定設備の区分、種別及び数量	熱交換器 第一種特定設備 1基				
4	製造できるガスの種類	胴 側	管 側			
4	表担 じさるガスの性類	毒性ガス・可燃性ガス	(冷却水)			
5	内容積	1. 5 m³	(0. 5 m³)			
6	設計圧力	1 O. O MPa	(1. O MPa)			
7	設計温度	150 °C	(95 °C)			

例2:圧力室が2つの熱交換器であって、管側がボイラ及び圧力容器安全規則の 適用を受けるスチームの場合

3	特定設備の区分、種別及び数量	熱交換器 第一種特定設備 1基				
4	制件できて打ての話類	胴 側	管側			
4	製造できるガスの種類	毒性ガス・可燃性ガス	スチーム			
5	内容積	1. 5 m³	0. 5 m³			
6	設計圧力	1 O. O MPa	1. O MPa			
7	設計温度	150 °C	1 5 0 °C			

# 内容積

- (1) 特定設備の本体内容積にマンホール及びドーム等 の内容積を加えた値を記載する。
- (2) 圧力室が複数ある場合、圧力室毎に記載する。(項 目4の例1及び例2を参照)
- (3)単位は「m³」とする。
- (4) 特定設備の部分取替の申請を行う場合、全体の内 容積と併せて取替部分の内容積を括弧書きで記載す ること。この場合の検査手数料は、取替部分の内容

3	特定設備の区分、種別 及び数量	熱交換器(管束取替) 第一種特定設備	1基
4	製造できるガスの種類	胴 側	管 側
4	装垣できるガスの種類	を這 ぐさ る ガスの 性知 毒性 ガス・ 可燃性 ガス	

	積によるものとする。(申請内容積は、合格証には記載されない。) 備考:管束取替又はコイル取替の場合の申請内容積は、以下の方法で算出した値とする。 ①管束の申請内容積= π・D <sup>2</sup> ・L/4	5	_     内容積	1. 5 m³	0. 5 m³		
		5	7) 合領	(申請内容積	0. 9 m³)		
		6	設計圧力	1 O. O MPa	1. O MPa		
	D:管束の外径(単位:m) L:管束の全長(単位:m)	7	設計温度	150 °C	150°C		
	②コイルの申請内容積=π・(D²-d²)・H/4 D:コイル外径(単位:m) d:コイル内径(単位:m) H:コイル全長(単位:m)						
6 設計圧力	(1)特定設備の耐圧部分の使用し得る最高圧力を記載	例 1	: 設計圧力1.2MPaの特定設	備を完全真空にする場合			
設計上力	する。運転条件により当該特定設備が負圧になる場合は、設計圧力に加えて負圧を記載することとする。ただし、負圧については高圧ガスに該当しないことから、特定設備合格証には負圧は記載されないものとする。  (2) 圧力室が複数ある場合、圧力室毎に記載する。(項目4の例1及び例2を参照)  (3) 通達(平成29年7月25日付20170718保局第1号)「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について」II(8)第11条関係(3)により、複数の圧力室を配管で連結し、配管中に弁類がない場合であってその圧力室間の差圧を設計圧力とした場合は、各圧力室の設計圧力に加え、差圧を記載する。この場合、差	6	設計圧力	-0. 1013~+1	. 2 MPa		
		例2:圧力室間の差圧を設計圧力とした場合					
		6	     設計圧力	5. O MPa	5. O MPa		
			O BRITIEST	(差圧 1. O MPa)			
		) ☑ 例3:二重殻構造で外槽を完全真空とする場合					
	正設計に基づく装置の運転が保証出来ることを説明 する資料を添付すること。	6	設計圧力	1. 2+0. 1013	MPa		
	(4) 特定設備が2重構造であって外側の室が真空の場合は、内側の圧力と外側の圧力を分けて記載する。 (5) 単位は、「MPa」とする。 (6) 完全真空の場合の圧力は、-0.1013MPaとする。						
7 設計温度	7. 1 第一種特定設備の設計温度 第一種特定設備にあっては、以下による。 (1)設計温度が零度以上のみの場合は、最高温度を記載する。この場合においてプラス(+)記号は付さない。		: 第一種特定設備であって 場合	、設計温度が零度未満か	ら零度以上までにおよぶ		
			設計温度	-50~+150 °C			

- (2) 設計温度が零度未満のみの場合は、最低温度をマイナス(一)記号を付して記載する。
- (3) 設計温度が零度未満から零度以上までにおよぶ場合は、最低温度及び最高温度を記載する。この場合において零度以上側にはプラス(+)記号、零度未満側にはマイナス(-)記号を付すものとする。
- (4) 圧力室が複数ある場合、圧力室毎に記載する。(項 目4の例1及び例2、項目5の例を参照)
- (5)単位は、℃とする。
- 7.2 第二種特定設備の設計温度 第二種特定設備にあっては、以下による。
- (1) 第二種特定設備にあっては、特定設備を使用することができる最高及び最低の温度を記載する。この
- 号を付すものとする。 (2) 圧力室が複数ある場合の記載方法及び単位は、7.1 (4) 及び(5) の規定を準用する。

場合において、零度未満の温度にはマイナス(-)記

### 例2:第二種特定設備の場合

7	設計温度	最高 150 ℃ 最低 -50 ℃
-		4212

### o 耐震設計設備の 重要度

- (1) 耐震設計を必要とする場合は、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示並びに平成30年11月14日付通達「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について(20181105保局第5号)」に例示された基準KHKS 0861(2018)「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル1)」(以下「KHKS 0861」という。)及びKHKS 0862(2018)「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル2)」(以下「KHKS 0862」という。)に基づいて記載する。
- (2) 耐震設計を必要とする場合であって、設置場所が 未定の場合は、設計に用いた設計震度のみを記載し、 設置場所が未定である旨を記載する。
- (3) 耐震設計を必要としない場合は、空欄とし、項目 8及び項目9に斜線を引く。この場合において、項 目9の欄に該当しない旨を記載する。

(1) 耐震設計を必要とする場合は、高圧ガス設備等の | 例1: 重要度「Ⅱ」、地域区分「A」、地盤種別「第三種地盤」、修正震度法の場 耐震性能を定める告示並びに平成30年11月14日付通 | 合

8	耐震設計設備の重要度	П			
9	耐震性能に関すること	耐震設計設備が設置 される場所の地域区 分	第三種地盤 水平 レベル1: K <sub>MH</sub> = 0.48		
		耐震設計設備が設置 される場所の地盤種 別			
		耐震設計設備の設計地震動及び設計震度			
		又は設計加速度	鉛直	レベル1: K <sub>MV</sub> = 0.24 (修正震度法)	

例 2	:	設置場所が未定の場合	

8	耐震設計設備の重要度	設置場所が未定のため省略					
9	耐震性能に関すること	耐震設計設備が設置 される場所の地域区 分	設置場所が未定のため省略				
		耐震設計設備が設置 される場所の地盤種 別	設置場所が未定のため省略				
		耐震設計設備の設計地震動及び設計震度					
		又は設計加速度					

# 例3:耐震設計を必要としない場合

8	耐震設計設備の重要度					
9	耐震性能に関すること	耐震設計設備が設置 される場所の地域区 分	該当せず *合格証は「適用せず」			
		耐震設計設備が設置 される場所の地盤種 別				
		耐震設計設備の設計 地震動及び設計震度 又は設計加速度	水平 鉛直			

		ļ						
9 耐震性能に関す ること	9. 1 耐震設計設備が設置される場所の地域区分 (1)地域区分の記載方法は、項目8の(1)を準用する。 (2)設置場所が未定の場合の記載方法は、項目8の(2) を準用する。 (3)耐震設計を必要としない場合は、該当しない旨を 記載する。							
	9. 2 耐震設計設備が設置される場所の地盤種別 (1)地域区分の記載方法は、項目8の(1)を準用する。 (2)設置場所が未定の場合の記載方法は、項目8の(2) を準用する。 (3)耐震設計を必要としない場合の記載方法は、項目 8の(3)を準用する。	8項の例1から例3までを参照						
			1:重要度 I a又	はⅠ、修正震度法、	塑性	率評価法の場合		
	計加速度 当該欄の記載は、項目8の例1から例3までの他、本項目の例1から例8までのいずれかによるものとする。			耐震設計設備の設計地 震動及び設計震度又は 設計加速度	水平	(修正震度法) レベル1: K <sub>MH</sub> = レベル2: K <sub>MH</sub> =		
					鉛直	(修正震度法) レベル 1 : K <sub>MV</sub> = レベル 2 : K <sub>MV</sub> =		
		注) K <sub>MH</sub> 、K <sub>MV</sub> : KHKS 0861 9.1.1による設計修正震度。						
		例:	2 :重要度 I a又	はI、修正震度法、	代替	評価法の場合		
			9 耐震性能に関すること	耐震設計設備の設計地 震動及び設計震度又は 設計加速度	水平	(修正震度法) レベル 1 : K <sub>MH</sub> = レベル 2 : 2 K <sub>MH</sub> = (代替法)		
					鉛直	(修正震度法) レベル 1 : K <sub>MV</sub> = レベル 2 : 2 K <sub>MV</sub> = (代替法)		
		注 ·	1) KmH, Kmv:K	(HKS 0861 9.1.1によ	る設計	修正震度。但し、レベル2においては、		

KHKS 0862 4.1d) による補正を行った値。

注2) 代替法で算出される $K_{MH}$ 、 $K_{MV}$ は、レベル2地震動の強さに0.5倍(構造特性係数)して算出される値であるので、塑性率評価法での $K_{MH}$ 、 $K_{MV}$ の値と整合性をもたせるため、1/0.5 = 2倍した  $2K_{MH}$ 、 $2K_{MV}$ の値を記載する。

# 例3:重要度 I a又は I、モード解析法、塑性率評価法の場合

9	 耐震設計設備の設計地 震動及び設計震度又は 設計加速度		(モード解析法) レベル1:α <sub>+</sub> = レベル2:α <sub>+</sub> =	m/s <sup>2</sup> m/s <sup>2</sup>
		鉛直	(モード解析法) レベル1:α <sub>ν</sub> = レベル2:α <sub>ν</sub> =	m/s <sup>2</sup> m/s <sup>2</sup>

注) α<sub>H</sub>、α<sub>V</sub>: KHKS 0861 6.1.2による設計加速度。

# 例4:重要度Ia又はI、モード解析法、代替評価法の場合

9	 耐震設計設備の設計地 震動及び設計震度又は 設計加速度	水平	(モード解析法) レベル1: α <sub>H</sub> = レベル2:2α <sub>H</sub> =	m/s² m/s² (代替沒	<b>₹</b> )
		鉛直	(モード解析法) レベル1: α <sub>V</sub> = レベル2:2α <sub>V</sub> =	m/s² m/s² (代替法	토)

- 注 1 )  $\alpha_H$ 、 $\alpha_V$ : KHKS 0861 6.1.2による設計加速度。但し、レベル 2 においては、KHKS 0862 4.1d) による補正を行った値。
- 注 2)代替法で算出される  $\alpha_H$ 、  $\alpha_V$ は、レベル 2 地震動の強さに 0.5 倍(構造特性係数)して算出される値であるので、塑性率評価法での  $\alpha_H$ 、  $\alpha_V$ の値と整合性をもたせるため、 1/0.5 = 2 倍した  $2\alpha_H$ 、  $2\alpha_V$  の値を記載する。

# 例5:重要度Ⅱ又はⅢ、修正震度法の場合

9	 耐震設計設備の設計地 震動及び設計震度又は	(修正震度法) レベル1: K <sub>MH</sub> =	
	設計加速度		

			鉛直	(修正震度法) レベル1:K <sub>MV</sub> =		
注)片	Смн <b>、 К</b> мv : <b>КНК</b>	S 0861 9.1.1による該	計修正	E震度。		
例 6	: 重要度Ⅱ又は	tⅢ、静的震度法の <sup>5</sup>	場合			
9	耐震性能に関すること	耐震設計設備の設計地 震動及び設計震度又は 設計加速度		(静的震度法) レベル 1 : K <sub>s+</sub> =		
			鉛直	-		
_						
例 7	: 重要度Ⅱ又は	はⅢ、モード解析法は	の場合	1		
9	耐震性能に関すること	耐震設計設備の設計地 震動及び設計震度又は 設計加速度		(モード解析法) レベル1: α μ = m/s²		
			鉛直	_		
注)の	注) α <sub>н</sub> : KHKS 0861 6.1.2による設計加速度。					
例 8	例8:平底円筒形貯槽については、液面揺動の設計地震動を追記する。重要度 I a 又は I で修正震度法、KHKS 0862による代替評価法の例を次に示す。修正震度法又は代替評価法以外の場合にあってはこの例に準じる。					
9		耐震設計設備の設計地 震動及び設計震度又は		(修正震度法) レベル1 (設計地震動): K <sub>MH</sub> =		

			設計加速度		(液面揺動の設計地震動): α = m/s <sup>2</sup> レベル2 (設計地震動): 2 K μ = (代替法) (液面揺動の設計地震動): α z = m/s <sup>2</sup>
					(修正震度法) レベル1: K <sub>MV</sub> = レベル2: 2 K <sub>MV</sub> = (代替法)
	は、 注2) 5	KHKS 0862 4.1 代替法で算出さ 算出される値でを = 2倍した2K	d)による補正を行った sれるKмнは、レベル	 る設計 た値。 ・2 地震 法での	修正震度。但し、レベル2において 動の強さに0.5倍(構造特性係数)して OKMHの値と整合性をもたせるため、1/0.

# 別表2 マニュアル様式1-2の記載方法

項目	記載方法	記載例					
1 申請者の氏名又 は名称	申請を行う者の氏名又は名称を記載する。	1 申請者の氏名又は名称 高圧ガス株式会社					
2 申請者の事務所 の所在地	申請者の事務所の住所を記載する。	2 申請者の事務所の所在地 東京都港区三田〇一〇一〇 △△ビル3階					
3 参山国	ᇚᇙᆂᄀᄡᇦᇌᄲᇰᆄᆔᄝᄼᄗᅷᅷᆛ	例:米国から輸入した場合					
輸出国	申請する特定設備の輸出国を記載する。	3 輸出国 米国					
4 製造業者名	申請する特定設備を製造した者の名称を記載する。	4 製造業者名 IJK Co. Ltd.					
5から11まで	項目5から項目11までの記載方法は、別表1の項目3から項目9までの記載方法を準用する。この場合、規則様式第1の項目4中「製造できるガスの種類」とあるのは、「製造する高圧ガスの種類」と読み替えるものとする。	項目5から項目11までの記載例は、別表1の項目3から項目9までの記載例を 準用する。					

# 別表3 特認・評価基準等に基づく場合の記載方法

年月日とする。

# 記載方法 記載例 (1)特認に基づく場合 例:特認と事前評価の両方に基づく場合 特認に基づく場合、申請書様式の枠の下に「特定則第51条適用(XXX XXXXX保第XX号(元号)XX年XX月XX日認可)」を記載する。この場合、括 9 | 耐震性能に | 耐震設計設備の設計地 | 水平 (静的震度法) 弧内は、認可を受けたことを証する書面に記載されている番号及び年 関すること 震動及び設計震度又は レベル1: KsH=0.3 月日とする。 設計加速度 (2) 事前評価に基づく場合 鉛直 事前評価に基づく場合、申請書様式の枠の下に「特定設備検査事前 評価適用(XX高機第XX号(元号)XX年XX月XX日)|を記載する。この場合、 括弧内は、「特定設備検査事前評価書」に記載されている番号及び年月 日とする。 特定則第51条適用(20190611保第12号令和元年6月21日認可) 特定設備検査事前評価適用 (元高機第120号令和元年6月18日) (3) 公開詳細基準に基づく場合 公開詳細基準に基づく場合は、申請書様式の枠の下に「公開詳細基 準事前評価適用 (XX高機第XX号(元号)XX年XX月XX日)」を記載する。 この場合、括弧内は、「公開詳細基準事前評価書」に記載されている番 号及び年月日とする。 (4) 一般詳細基準に基づく場合 一般詳細基準に基づく場合は、申請書様式の枠の下に「一般詳細基 準適用 (XX高機第XX号(元号)XX年XX月XX日) を記載する。この場合、 括弧内は、「一般詳細基準審査結果通知書」に記載されている番号及び